

報告事項1

大阪府指定文化財等の指定等について

大阪府指定有形文化財に「日本聖公会川口基督教会聖堂」、有形民俗文化財に「玩具及び関連世相資料（多田コレクション）」及び史跡に「丹比廃寺塔跡」を指定し、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に「黒田 黒田寺の鉦講」、「石田 祐道寺の鉦講」、「箱作 宗福寺の双盤念仏」、「鳥取 西光寺の双盤念仏」、「名越 安養寺の鉦講」及び「法善寺 壺井寺の鉦講」を選択する。また、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則により指定されていた史跡「丹比廃寺塔跡」については、府条例指定への変更に伴い、規則指定を解除する。

<参 考>

[趣 旨]

府の区域内に存する文化財のうち重要なものを大阪府指定文化財等に指定、選択及び指定解除することを教育長が専決したことについて、委員会に報告する件。

[指定、選択及び指定解除する日] 平成21年1月16日

[根拠規定]

文化財保護法

第182条 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のための必要な措置を講ずることができる。

大阪府文化財保護条例

第7条 委員会は、府の区域内に存する有形文化財のうち重要なものを大阪府指定有形文化財に指定することができる。

第38条 委員会は、府の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを大阪府指定有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち重要なものを大阪府指定無形民俗文化財に指定することができる。

第45条 委員会は、府指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開するこ

とができる。

第 46 条 委員会は、府の区域内に存する記念物のうち重要なものを大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物に指定することができる。

大阪府古文化記念物等保存顕彰規則

第 6 条 委員会がこの規則によつて指定したものでも保存顕彰の必要がなくなつたと認められるときには、その指定を解除する。

大阪府教育委員会事務決裁規則

第 7 条 教育長、教育次長又は室長が専決した事項中必要と認められるものは、すみやかに委員会の会議において報告しなければならない。

平成 20 年度 大阪府指定文化財等の指定等一覧

	種 別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者 保持団体	備考
1	有形文化財 (建造物)	にほんせいこうかい 日本聖公会 かわぐちきりすときょうかいせいどう 川口基督教会 聖堂	1 棟	大阪市西区川口 1-3-8	宗教学会 日本聖公会 大阪教区	
2	有形民俗文化財	がんぐおよびかんれんせそうしりょう 玩具及び関連世相資料 (ただコレクション)	一括 (13,895 件、 56,083 点)	堺市南区茶山台 1-9-1 大阪府立大型児童館 ビッグバン	大阪府	
3	記録作成等の措 置を講ずべき無 形民俗文化財	くろだ 黒田 こくでんじ かねこう 黒田寺の鉦講	—	阪南市黒田 519	黒田寺鉦講	
		いしだ 石田 ゆうどうじ かねこう 祐道寺の鉦講	—	阪南市石田 1050	祐道寺鉦講	
		ほこつくり 箱作 そうふくじ そうぼんねんぶつ 宗福寺の双盤念仏	—	阪南市箱作 1052	宗福寺鉦講	
		とつとり 鳥取 さいこうじ そうぼんねんぶつ 西光寺の双盤念仏	—	阪南市鳥取 1100	西光寺双盤講	
		なごせ 名越 あんようじ かねこう 安養寺の鉦講	—	貝塚市名越 507-2	安養寺鉦講	
		ほうぜんじ 法善寺 つばいてら かねこう 壺井寺の鉦講	—	柏原市法善寺 1-10-20	壺井寺鉦講	
4	記念物 (史跡)	たんびはいじとうあと 丹比廃寺塔跡	—	堺市美原区多治井 884-1、884-3	国 (財務省 近畿財務局)	※1

※1 古文化記念物等保存顕彰規則指定から文化財保護条例指定に変更

<有形文化財・建造物>

名 称	日本聖公会川口基督教会聖堂 <small>にほんせいこうかいかわぐちきりすときょうかいせいどう</small>
員 数	1 棟
所 在 地	大阪市西区川口 1-3-8
所 有 者	宗教法人 日本聖公会大阪教区
建設年代	大正 9 年 (1920)

説 明

川口基督教会(かわぐちきりすときょうかい)は、大阪の中心から西寄りに位置する西区川口 1 丁目にある。この地は明治元年の大阪開港に伴い設置された外国人居留地の一部であり、当時は各国の領事館、商館が建ち並んでいた。

川口教会のはじまりは、明治 24 (1891) 年にアメリカ人宣教師 C. M. ウィリアムズ主教により、この地にあった聖テモテ教会と、聖イシュ教会が合併して川口基督教会が誕生した。

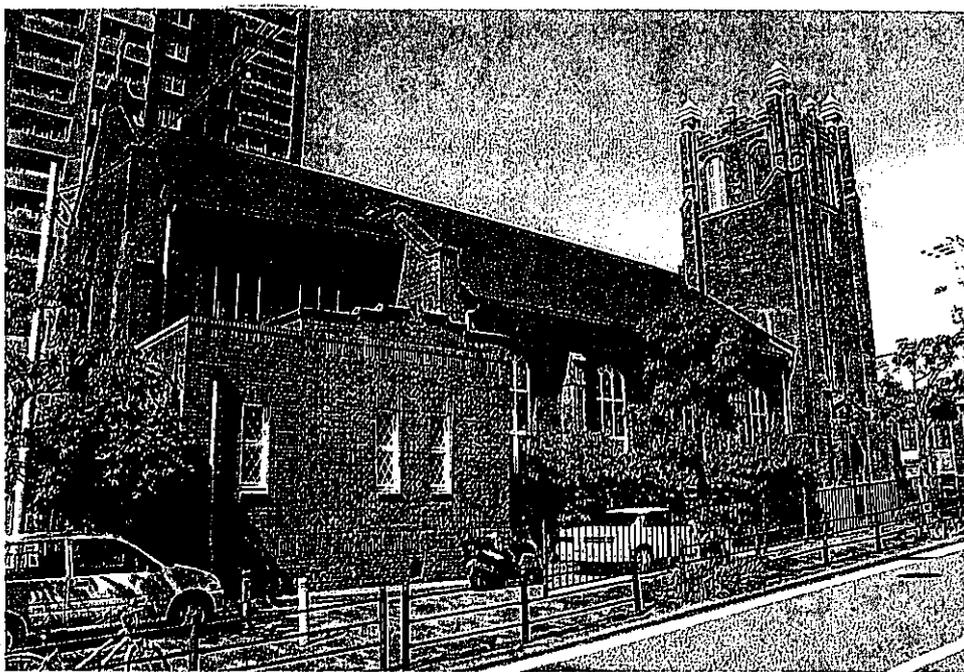
当教会の聖堂は敷地の東南寄りに建つ。東側道路に向かって玄関ポーチを構え、東南角に高さ約 19m の塔屋を構える。

現在の建物は 大正 9 年の竣工であり、設計者はアメリカ人建築家のウィリアム・ウイルソンである。彼は立教大学の校舎建設で来日し聖公会関連の建築に従事した。川口教会は彼の代表作品の一つとされる。

英国ゴシック風様式をもとに簡潔にまとめている。平面は東西方向に軸線を通し、東側に玄関ホールを設ける。礼拝堂内は西側中央に一段高く聖壇、その奥に祭壇を祭り、南側に司祭の更衣室、北側に小礼拝室、祭壇壁後方に納骨室を設ける。構造意匠としては、上部の尖った尖塔アーチ窓と外壁面の控え壁(バットレス)、木製のラチス格子ガラス窓などが、ゴシック様式の要素となり、天井廻りに 9 対の挟み形トラス(シザース・トラス)を配して素朴な雰囲気醸している。

平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災で大被害を受けたが関係者の懸命な努力で耐震補強を伴う大規模な復元的改修工事を行った。

川口基督教会聖堂は、ステンドグラスや照明器具等は後の補足であるが、煉瓦造の主要な躯体部分は大正 9 年当初のままである。府の近代化を伝える建造物が少なくなる中、近代化の窓口ともなった川口居留地の歴史を伝える遺構として貴重である。なお、本建築は、平成 10 年 1 月 8 日付けで国の登録文化財に登録されている。



川口基督教会聖堂

〈有形民俗文化財〉

名 称	玩具及び関連世相資料 (多田コレクション)
員 数	一括 (13,895 件—56,083 点)
所 在 地	堺市南区茶山台 1-9-1 大阪府立大型児童館ビッグバン
所 有 者	大阪府 (大阪市中央区大手前 2 丁目)
年 代	江戸時代～現代

説 明

大阪府が所蔵する「玩具及び関連世相資料」、いわゆる「多田コレクション」は、昭和 50(1975)年頃から、多田敏捷(ただ としかつ)氏が北海道から鹿児島県種子島まで古物市や旧家を訪ねて集めた玩具等の資料であり、江戸時代から現代まで(主に明治・大正・昭和前期)の約 1 万 4 千件、5 万 6 千点に及ぶ全国屈指のコレクションである。

このコレクションは系統的に整理され、このうち約 3 千点を選定し、平成 4 年(1992)に『おもちゃ博物館』(全 24 巻、京都書院)として刊行され、世に広く知られることとなった。

それ以前から、おもちゃ博物館機能を組み込んだ大型児童館の建設を計画していた大阪府は、世に広く知られた多田コレクションの収蔵を決定し、平成 5 年(1993)6 月に譲渡を受け、平成 11 年(1999)6 月に大阪府立大型児童館ビッグバンを開設した。以来年間 5 回、約 2 ヶ月間の「企画展示」を 4 階のおもちゃカプセル展示コーナーにおいて一般公開している。

多田氏のコレクションの特徴は、

- 1 各分野の玩具を時代順・種類毎に網羅的に蒐集されていること
- 2 玩具と時代背景を考証するため、浮世絵などの絵図・地図・絵葉書や写真などの印刷資料、新聞・号外・雑誌・書籍・古文書などの文献資料が充実していること、である。

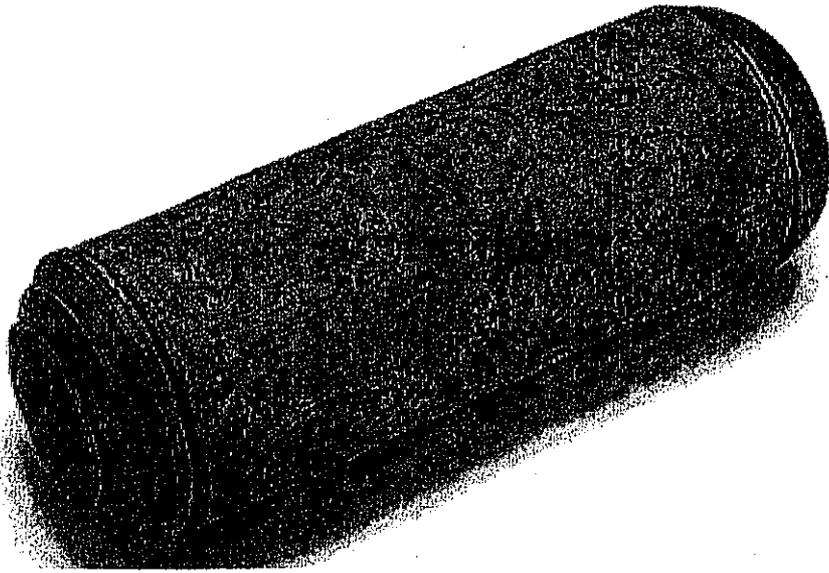
本コレクションは質・量ともわが国屈指の玩具及び関連する世相資料であり、有形民俗文化財のうち、娯楽・遊戯に用いられる面・人形・玩具として、歴史的変遷・時代的特色などを特に良くあらわしている。また、明治・大正・昭和の絵図・地図などの印刷資料や古文書・書籍などの文献資料等が事項ごとに収集されており、我が国近代・現代の世相をあらわす歴史的・時代的特色を示す資料としても価値が高い。



●御所人形(※) (亀曳人形=かめひきにんぎょう)

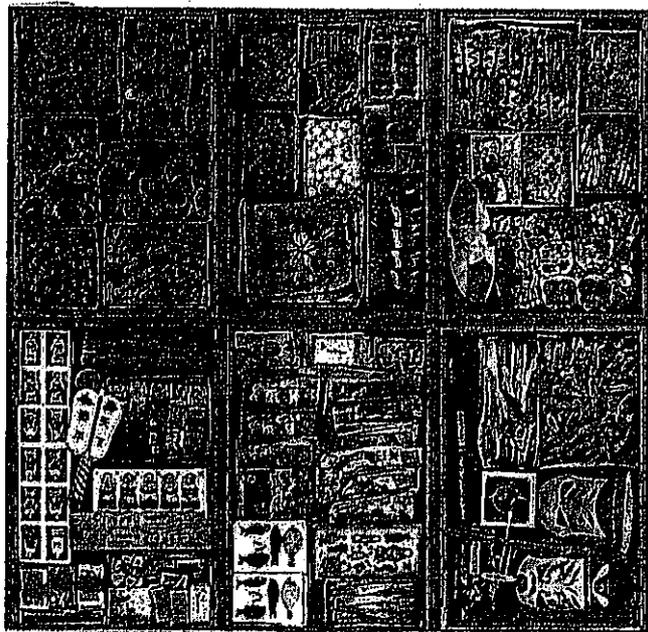
11 代將軍徳川家斉(1773~1841)誕生の時贈られた人形。写真左が蓬萊亀(ほうらいがめ:長寿の象徴でふさふさの尻尾が生えている)で、これを曳いているので亀曳人形。

(※御所人形とは幼児の裸人形で大きな頭に小さな目鼻立ちで丸々と太り、肌は胡粉(ごふん)塗りで白い。江戸時代には御所方が諸大名への贈答に用いた)



●万華鏡(更紗眼鏡=さらさめがね)

1860年代(幕末)。現存する国産の万華鏡では最も古い。その当時の裕福な大人の玩具。



●露天商のオモチャ屋のお店一式(写真は全11箱のうちの一部)

1940年代(昭和戦前)。段重ねにして運び、箱を並べれば即、店が開ける。戦前の露天商のオモチャ屋の様子分かる貴重な資料。

<民俗文化財・記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財>

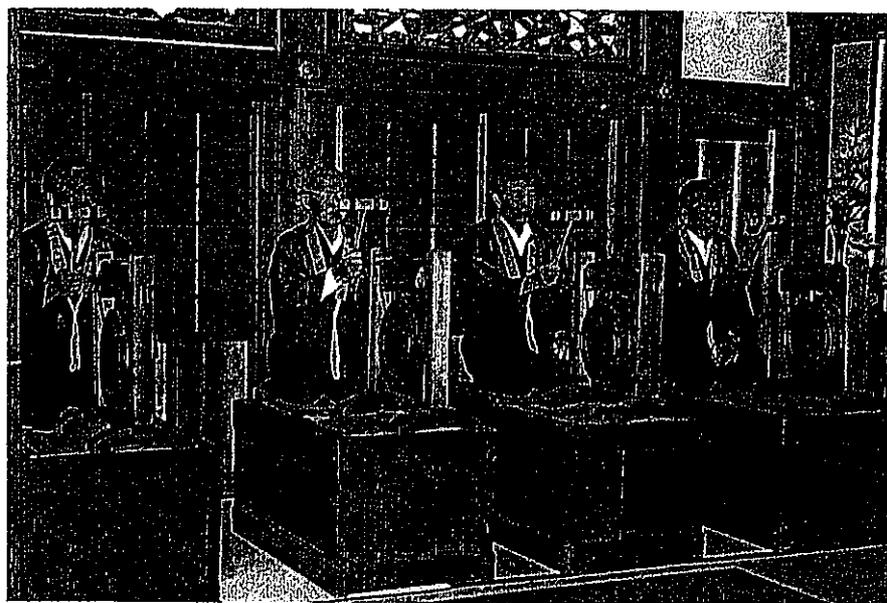
名称	くろだ くんでんと かねこう 黒田 黒田寺の鉦講
所在地	阪南市黒田 519
保持団体	くんでんじかねこう 黒田寺鉦講

概要 泉州南部の浄土宗寺院のなかには、双盤を打ちながら六字名号「南無阿弥陀仏」を様々な節にのせて繰り返し唱える、いわゆる双盤念仏(鉦講)が今なお傳承されている。昨年度(平成19年度)に選択した「自然田瑞宝寺(じねんだ ずいほうじ)の鉦講」(阪南市)にひきつづき、今年度(平成20年度)は、黒田寺・祐道寺・宗福寺・西光寺(以上4件、阪南市内)および安養寺(貝塚市内)の計5件を「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択した。第二次大戦中の金属不足による双盤の供出や、戦後の後継者不足により、大阪府内における双盤念仏の傳承がほとんど途絶えた現況にあって、ごく限られた地域内に6ヶ所もの傳承が存続している例は稀であり、貴重である。

1、**黒田寺鉦講の傳承経緯** 由来に関する古文書・言い伝えなどはのこっていないが、黒田寺はもと真言宗であったといわれ、浄土宗への改宗は江戸時代以降と考えられていることから、鉦講はその改宗以後に組織されたと推測されている。第二次大戦中、双盤はすべて供出したため法要でのおつとめは途絶えた。また、戦後の昭和32年(1957)の回番御忌(かいばんぎよき)に際して双盤が新調され復活となったものの、再び途絶えた。しかし、平成元年(1989)になり、唯一存命の演奏経験者であった(故)阿形慶一氏の指導のもと再度復活され、現在に至っている。現在の講師は10名である。

2、**開催期日・開催場所** 毎年8月6日の施餓鬼会、および春秋の彼岸中日に黒田寺本堂内にて行われる。また10年に一度執り行われる回番御忌にも鉦講が出仕する。

3、**用具・芸態等** 現在用いられている双盤は4挺あり、すべて昭和32年に鑄造されたものである。木製の台の上に座って双盤を打つ。通常4人一組で行われ、脇壇に近い一番奥に座る者を「カシラ(頭)」と称する。カシラは、演奏中、斉唱に先立って独唱を受けもつなど重要な役割を担っている。また、カシラおよび二番目の者を「カミ(上)」、三番目・四番目の者を「シモ(下)」といって、カミとシモが交互に唱えることもある。全体は「地の念仏」「三返がえし」「落し念仏」「せめ」の5段からなっており、続けて演唱される。序盤は、ゆっくりと唱えるが、終盤にむけてテンポが速くなりリズムカルになっていく。



黒田 黒田寺の鉦講 (2007年9月23日 秋彼岸会)

<民俗文化財・記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財>

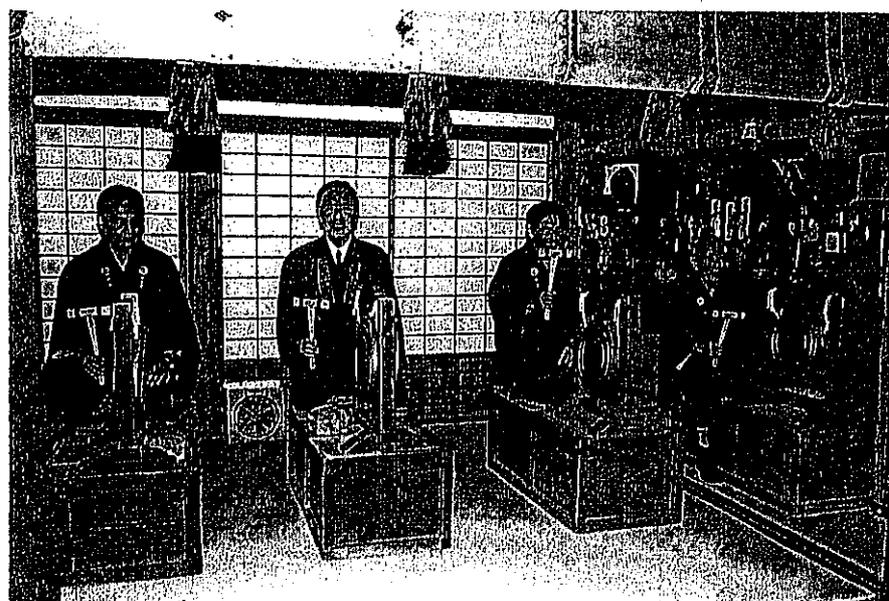
名 称	いしだ ゆうどうじ かねこう 石田 祐道寺の鉦講
所在地	阪南市石田 1050
保持団体	ゆうどうじかねこう 祐道寺鉦講

概 要 泉州南部の浄土宗寺院のなかには、双盤を打ちながら六字名号「南無阿弥陀仏」を様々な節にのせて繰り返し唱える、いわゆる双盤念仏(鉦講)が今なお伝承されている。昨年度(平成 19 年度)に選択した「自然田瑞宝寺(じねんだ ずいほうじ)の鉦講」(阪南市)にひきつづき、今年度(平成 20 年度)は、黒田寺・祐道寺・宗福寺・西光寺(以上 4 件、阪南市内)および安養寺(貝塚市内)の計 5 件を「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択した。第二次大戦中の金属不足による双盤の供出や、戦後の後継者不足により、大阪府内における双盤念仏の伝承がほとんど途絶えた現況にあつて、ごく限られた地域内に 6ヶ所もの伝承が存続している例は稀であり、貴重である。

1、祐道寺鉦講の伝承経緯 浄土宗開祖、法然上人は、流刑地四国から帰途のおり、強風に流され現在の和歌山市大川に上陸された。漁民たちは上人の専修念仏の教えに感化され、網引き漁のさなかでも念仏を唱え続けた。こんにち、10 年毎の回番御忌にのみ唱えられる「網引念仏」とよばれる特別な唱え方・撞木さばきは、その故事に因むという。こんにちにつながる直接の伝承は、第二次大戦中に供出した双盤に元禄年間刻印があったとのことから、江戸時代中期以降と推測されている。戦時中は双盤を供出したため中断、戦後まもない昭和 24 年(1949)に双盤を新調し復活したものの、その後再び途絶えた。昭和 50 年(1975)に至って、貴田福雄氏(大正 13 年生)・(故)梶本幸一氏の演奏経験者 2 名の記憶をおもな手がかりとして再復活した。現在講員 11 名。

2、開催期日・開催場所 元祖講(毎月 25 日)、修正会(1 月)、春秋彼岸中日の彼岸会、施餓鬼会(8 月)。加えて 10 年毎の回番御忌の御速夜、故人宅の年忌法事、五重相伝の儀にも演唱される。

3、用具・芸態等 現在用いられている双盤は 4 挺あり、すべて昭和 24 年(1945)に鑄造されたものである。木製の台上に座って双盤を打つ。脇壇に一番近い者をカシラ(頭)といい、独唱など重要な役割を担う。その他 3 名はオト(乙)と呼ばれる。念仏全体は緩急 6 段程度の構成になっており、序盤はゆっくりと唱えられ、終盤にむかってテンポが速くなりリズムカルになる。10 年毎の回番御忌のみ演奏される「網引念仏」は例年のものと大略同じであるが、中盤あたりに特別な作法が挿入される。それは撞木の柄を横一文字にして掲げ、柄先を左方向へ曳く所作であり、これが大川流とよばれる網曳きを模した所作であるという。



— 石田 祐道寺の鉦講 (2007 年 9 月 23 日 秋彼岸会)

〈民俗文化財・記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財〉

名称	箱作 宗福寺の双盤念仏
所在地	阪南市箱作 1052
保持団体	宗福寺鉦講

概要 泉州南部の浄土宗寺院のなかには、双盤を打ちながら六字名号「南無阿弥陀仏」を様々な節にのせて繰り返し唱える、いわゆる双盤念仏(鉦講)が今なお伝承されている。昨年度(平成19年度)に選択した「自然田瑞宝寺(じねんだ ずいほうじ)の鉦講」(阪南市)にひきつづき、今年度(平成20年度)は、黒田寺・祐道寺・宗福寺・西光寺(以上4件、阪南市内)および安養寺(貝塚市内)の計5件を「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択した。第二次大戦中の金属不足による双盤の供出や、戦後の後継者不足により、大阪府内における双盤念仏の伝承がほとんど途絶えた現況にあって、ごく限られた地域内に6ヶ所もの伝承が存続している例は稀であり、貴重である。

1、宗福寺双盤念仏の伝承経緯 箱作の鉦講がいつ頃組織されたか詳らかでない。昭和49年(1974)頃までは女性2人、男性1人の計3名により伝承されていた。3名とも明治中期もしくはそれ以前の生まれだったという。その後、講員は徐々に増加し、現在は16名である。

2、開催期日・開催場所 宗福寺の双盤念仏は、五重相伝を受けた者の葬儀の翌晩に本堂で行われる行事「別れ念仏」にのみ演奏されるため、期日は不定である。

3、用具・芸能等 現在用いられている双盤は大小4挺あり、すべて昭和33年(1958)に鋳造されたものである(ただし、うち1挺がひび割れのため近年新調)。それぞれの双盤には「親」「兄」「子(2挺)」という名称がついている。親鉦を受け持つ者は「親」、兄鉦と子鉦2挺を受け持つ3名はすべて「子」と呼ばれる。

全体は、「六字づめ・ぶがけ・えこう・一つぜめ・だがけ・一つぜめ・二つぜめ・三つぜめ・字・えこう四つ字・字・江戸上・大字・字・三つ字・字・そそり・大たぐり・字・切金・字」の部分からなり、連続して演奏される。これらのうち、いくつかの部分は鉦を打つ回数が任意であり、行事の進行に合わせて時間を調整できるようになっている。回向鉦(参列者焼香時の演奏)では、参列者の全員が焼香し終わるまで調整しながら唱える。



箱作 宗福寺の双盤念仏

(2007年9月8日、大阪府教育委員会事務局文化財保護課による開取り調査時の模擬演奏)

〈民俗文化財・記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財〉

名称	ととり きいこうじ そうぼんなんがつ 鳥取 西光寺の双盤念仏
所在地	阪南市鳥取 1100
保持団体	きいこうじそうぼんこう 西光寺双盤講

概要 泉州南部の浄土宗寺院のなかには、双盤を打ちながら六字名号「南無阿弥陀仏」を様々な節にのせて繰り返し唱える、いわゆる双盤念仏(鉦講)が今なお伝承されている。昨年度(平成19年度)に選択した「自然田瑞宝寺(じねんだ ずいほうじ)の鉦講」(阪南市)にひきつづき、今年度(平成20年度)は、黒田寺・祐道寺・宗福寺・西光寺(以上4件、阪南市内)および安養寺(貝塚市内)の計5件を「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択した。第二次大戦中の金属不足による双盤の供出や、戦後の後継者不足により、大阪府内における双盤念仏の伝承がほとんど途絶えた現況にあって、ごく限られた地域内に6ヶ所もの伝承が存続している例は稀であり、貴重である。

1、西光寺双盤念仏の伝承経緯 由来についての古文書・伝承などはのこっていない。現在講員の畑中磯一氏は、昭和10年(1935)頃から平谷新太郎氏(明治24年〔1891〕生)に師事し、また、同じく現講員の畑中英夫氏は、昭和12年頃から同氏に師事したという。昭和44年(1969)に主導的存在の平谷新太郎氏が他界されたことにより、寺の行事での双盤念仏のおつとめは途絶えてしまったが、平成3年に畑中磯一氏・畑中英夫氏ら4名が中心となって復活された。現在の講員は6名である。

2、開催期日・開催場所 春秋の彼岸会結願日(午後7時から)、送り盆の送り火(8月15日午後6時から)に双盤念仏のおつとめがある。なお、送り盆でのおつとめは、平成3年の再興以降にはじめられた。彼岸法要では本堂内でおこない、送り盆では境内鐘楼の梵鐘の下でのおつとめをする。

3、用具・芸態等 双盤は計5挺あって、うち昭和24年鑄造のもの2挺、平成3年新調のものが2挺、平成7年のものが1挺である。平成の双盤3挺は、再興以降の講員による寄進である。

カシラ(頭)の唱者は、向かって中央の位置で、他の唱者はシュウ(衆)と呼び、カシラの背後に並ぶ。カシラは1名であるが、シュウの員数は決まっておらず何名でもよいという。

序盤は、ゆっくりと唱えられ、次の「プガケ」「ダガケ」とよばれる部分ではややテンポを上げて演奏される。その後は、符点リズムを交えた打ち方、鉦のみの強弱をとりまぜた拍打ちなど、様々なパターンが軽快なテンポで展開される。



鳥取 西光寺の双盤念仏(2008年3月23日 春彼岸会)

〈民俗文化財・記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財〉

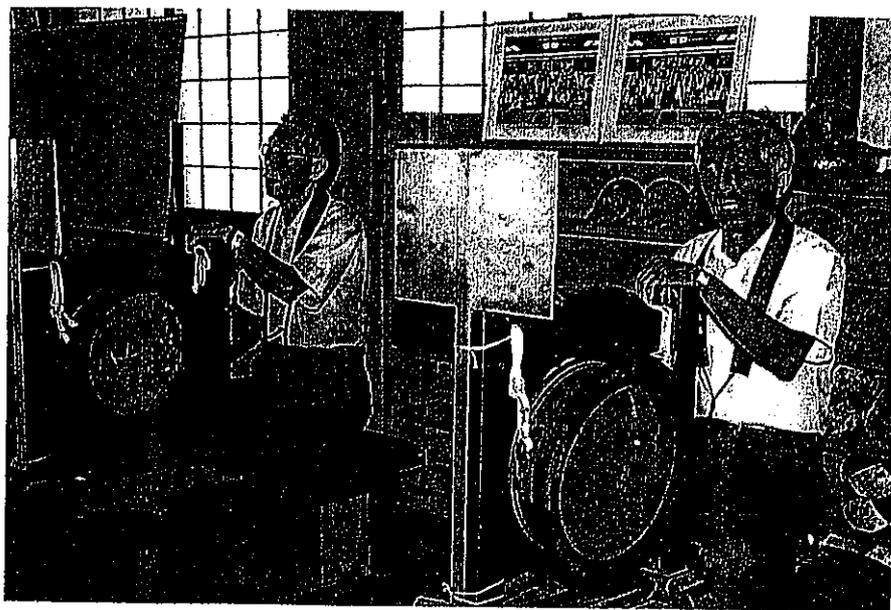
名称	名越 安養寺の鉦講
所在地	貝塚市名越 507-2
保持団体	安養寺鉦講

概要 泉州南部の浄土宗寺院のなかには、双盤を打ちながら六字名号「南無阿弥陀仏」を様々な節にのせて繰り返し唱える、いわゆる双盤念仏(鉦講)が今なお伝承されている。昨年度(平成19年度)に選択した「自然田瑞宝寺(じねんだ ずいほうじ)の鉦講」(阪南市)にひきつづき、今年度(平成20年度)は、黒田寺・祐道寺・宗福寺・西光寺(以上4件、阪南市内)および安養寺(貝塚市内)の計5件を「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択した。第二次大戦中の金属不足による双盤の供出や、戦後の後継者不足により、大阪府内における双盤念仏の伝承がほとんど途絶えた現況にあつて、ごく限られた地域内に6ヶ所もの伝承が存続している例は稀であり、貴重である。

1、安養寺鉦講の伝承経緯 浄土宗開祖、法然上人は、流刑地四国から帰還のおり、強風に流されて現在の和歌山市大川に上陸された。そのとき上人が大川の漁民に教えた念仏が、「大川流」と呼ばれ、安養寺に今に伝わる双盤念仏という。ただし寺開創時は(伝承では永正9年〔1511〕開創)は真言宗であったというから、その後の浄土宗改宗以降に始められたと考えられる。現在も使われている無銘の双盤は江戸期のものとみられ、また泉州では元禄期(1688-1704)ころから夜念仏行事が盛んになり、双盤念仏や数珠繰りが広まったといわれていることから、こんにちにつながる直接の伝承は江戸中期以降ではないかと推測されている。戦争中一時中断したが、戦後、伝承者(故)喜田北右衛門氏の指導のもと復活した。現在の講員は7名。

2、開催期日・開催場所 春秋の彼岸会(彼岸中日の午前)、施餓鬼会(8月3日)、十夜法要(11月第2土曜頃の夜)に安養寺本堂内にて行われる。

3、用具・芸態等 双盤は江戸期のもの(製作年銘なし)が2挺ある。戦時中、空襲等の警鐘とされたため供出を免れたという。脇壇に近い側の双盤および唱者のカミ(上)、他方の唱者をシモ(下)といい、カミ・シモ交互に唱えながら進行する。全体は、「座付・六十目・盆掛・段掛・シメル・合・上七・合・上五・合・上三・ソソリ・合・下七・合・下五・合・下三・合・止三」からなっている。双盤を打つ強弱は「強・中・弱」のおよそ3段階に打ち分けられる。序盤の「六十目」は長くゆったりと唱え、「ソソリ」以降は特に軽快なテンポで唱える。カミの唱者は「合」といった繰り返し回数が決まっていない部分の回数の決定など、重要な役割を受け持ち、経験年数が多い者が受け持つ。



名越 安養寺の鉦講(2007年9月23日 秋彼岸会)

<民俗文化財・記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財>

名称	ほうぜんじ つばいでら かねこう 法善寺 壺井寺の鉦講
所在地	柏原市法善寺1-10-20
保持団体	つばいでらかねこう 壺井寺鉦講

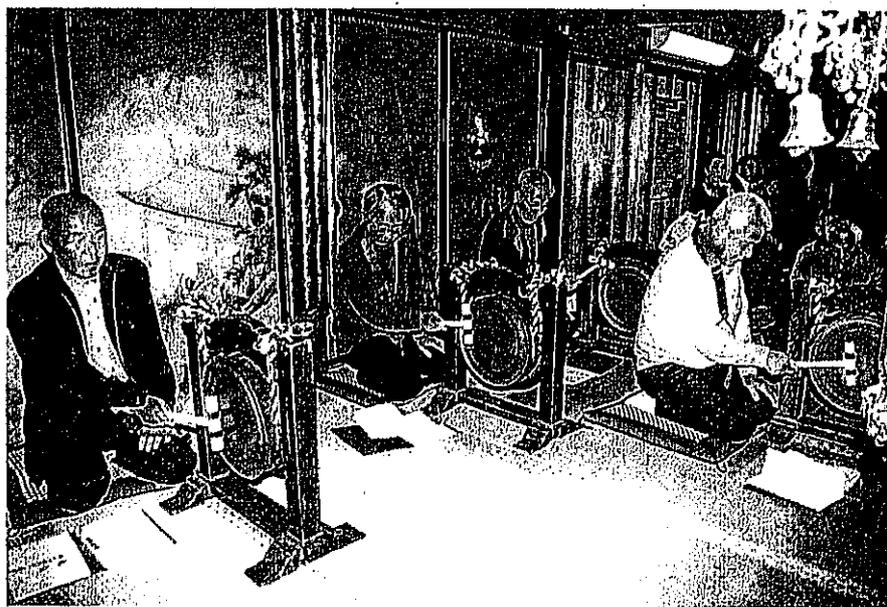
概要 柏原市法善寺の壺井寺には、双盤を打ちながら六字名号「南無阿弥陀仏」を様々な節にのせて繰り返し唱える、いわゆる双盤念仏が、檀家による組織「鉦講」によって傳承されている。壺井寺の双盤念仏は、いまや融通念仏宗寺院においては極めて数少ない傳承例であるばかりでなく、鉦打ちの所作・唱え方が極めて多彩である点で貴重な傳承といえる。

1、壺井寺鉦講の傳承経緯 由来に関する古文書・傳承等はのこっていないが、現在伝わっている双盤4挺のうちの2挺が宝暦11年(1761)製作であることから、その時期までは遡りうると思われる(他2挺は文化2年〔1805〕作)。これらの鉦は第二次大戦中に供出対象となったが、当時の檀家総代が自宅の天井裏に隠し供出を免れたという。鉦講は戦後しばらくの間、組織としては存続していたものの、講員が(故)内田裕康氏1名のみであったため、法要でのおつとめは不可能な状況が続いた。昭和39年(1964)頃、同氏は当時若手の4名に教え、その年の法要で復活させた。以来、傳承はこんにちまで続いている。現在講員は7名である。

2、開催期日・開催場所 毎年の春(3月)・秋(9月)の彼岸会、また50年毎の三祖(良忍上人・法明上人・大通上人)それぞれの御遠忌にも双盤のおつとめをする。

3、用具・芸態等 カシラが打つ鉦を「カシラガネ」といい、シモが打つ鉦を「シモガネ」という。

六字名号を唱えるとはいえ、実際は「ナマエーナマアエダエー」「オイヤ オイナマ オイヤ オイナマ オイ」といった産字・転訛を多く含んだ唱え言となっており、壺井寺鉦講の特色の一つとなっている。また、鉦を打つ際に、撞木を掌中で回転させる、撞木の柄先で床をつくなど様々な所作があり、壺井寺の鉦講独特の様式となっている。彼岸法要中、導師らにより2回に分けて読み上げられる「回向」の間、時間の伸縮に応じて繰り返し演奏される。1度目の回向と2度目の回向とでは、唱え言・撞木さばきに違いがあって、1度目は「合せ鉦・慈念仏(じねんぶつ)・上下打ち・おのはし・あなつき・役あたり・五つのつき・三つのつき・ふり・二つのつき・打上」からなり、2度目は「回向鉦」と称して「慈念仏・おのはし・役あたり・(名称なしの部分)・打上」,および「総回向文・内外十念(ないげじゅうねん)・はらい鉦・打上」からなる。



法善寺 壺井寺の鉦講(2008年3月21日 春季彼岸会)

名称	たんびはいじとうあと 丹比廃寺塔跡
所在地	大阪府堺市美原区多治井 884-1、884-3
所有者	国（財務省近畿財務局）
面積	362.74 m ²
年代	白鳳時代（7世紀後半）

説明

丹比廃寺塔跡は堺市美原区多治井に所在する。当該地には弘仁年間（810～824）に僧空海により開創された徳泉寺（以下「古代徳泉寺」という）があったとされる。正平年間（1346～1370）に戦火を受け、その後天正年間（1573～1592）に松永久秀によって徳泉寺城が築かれた。また天和年間（1681～1683）に僧快圓により徳泉寺が再興されたが後世火災により焼失した（以下「近世徳泉寺」という）。

近世徳泉寺跡地周辺では古くから古瓦が採集されており、また過去の地下げの際に塔心礎や礎石が掘出されている。これらの年代観から古代徳泉寺より時代の遡る、白鳳時代に属する寺院跡の存在が指摘されていた。

当該地には古代の瓦を伴う基壇状の高まりもあり、上記の塔心礎や屋瓦類の存在によって、これが白鳳時代の寺院に伴う塔基壇である可能性が高いと判断された。このため昭和31年に大阪府古文化記念物等保存顕彰規則に基づき史跡に指定されている。現状は市道を挟んで高さ1.2m程の高まりが南北に残り、表面はコンクリートで覆われている。

平成20年2月、本府教育委員会では史跡の詳細を把握するための発掘調査を行った。その結果、北側の高まりの西半については近世以降の盛土であることが判明する一方、南側の高まりは版築を伴う基壇が良好に遺存していることを確認した。これにより高まり上の塔心礎や礎石の存在と併せ、この高まりが白鳳時代の寺院に伴う塔基壇である可能性がさらに高まった。

古代河内国丹比郡における白鳳時代寺院のうち、伽藍配置や遺構の内容が明らかなものは数少なく、この塔基壇は府内でも貴重な古代寺院関連遺構であることが確認された。よって塔基壇の遺存する可能性の高い範囲について、土地所有者の承諾を得て大阪府古文化記念物等保存顕彰規則による指定を解除し、大阪府文化財保護条例による史跡に指定し保護を図ろうとするものである。



丹比廃寺塔跡の塔心礎（南側高まり上）

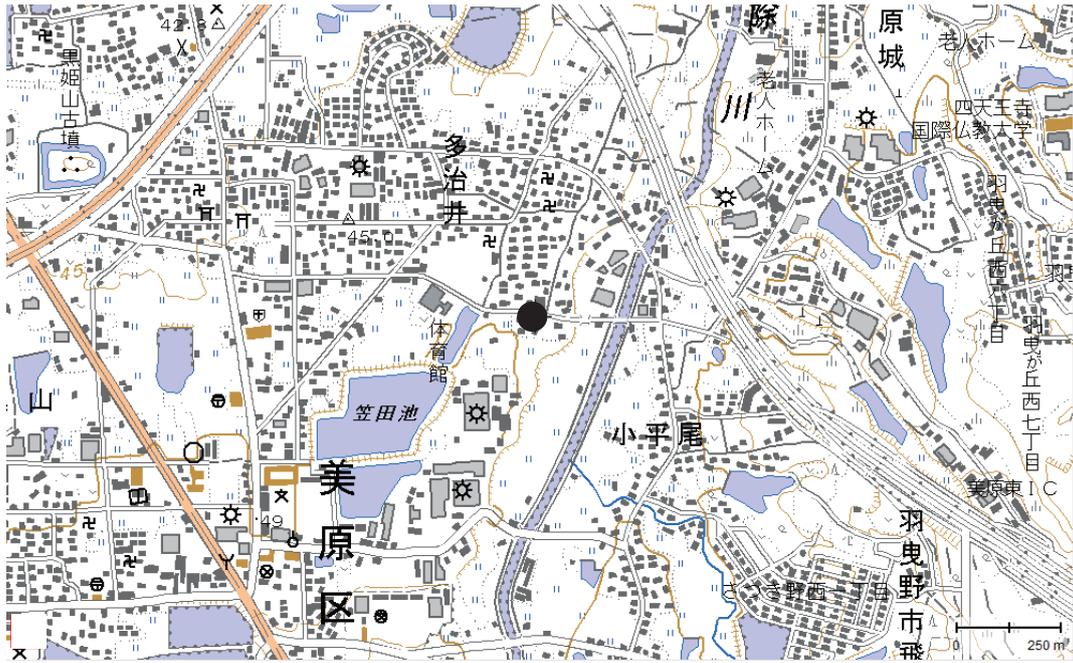


図1 丹比廃寺塔跡の位置

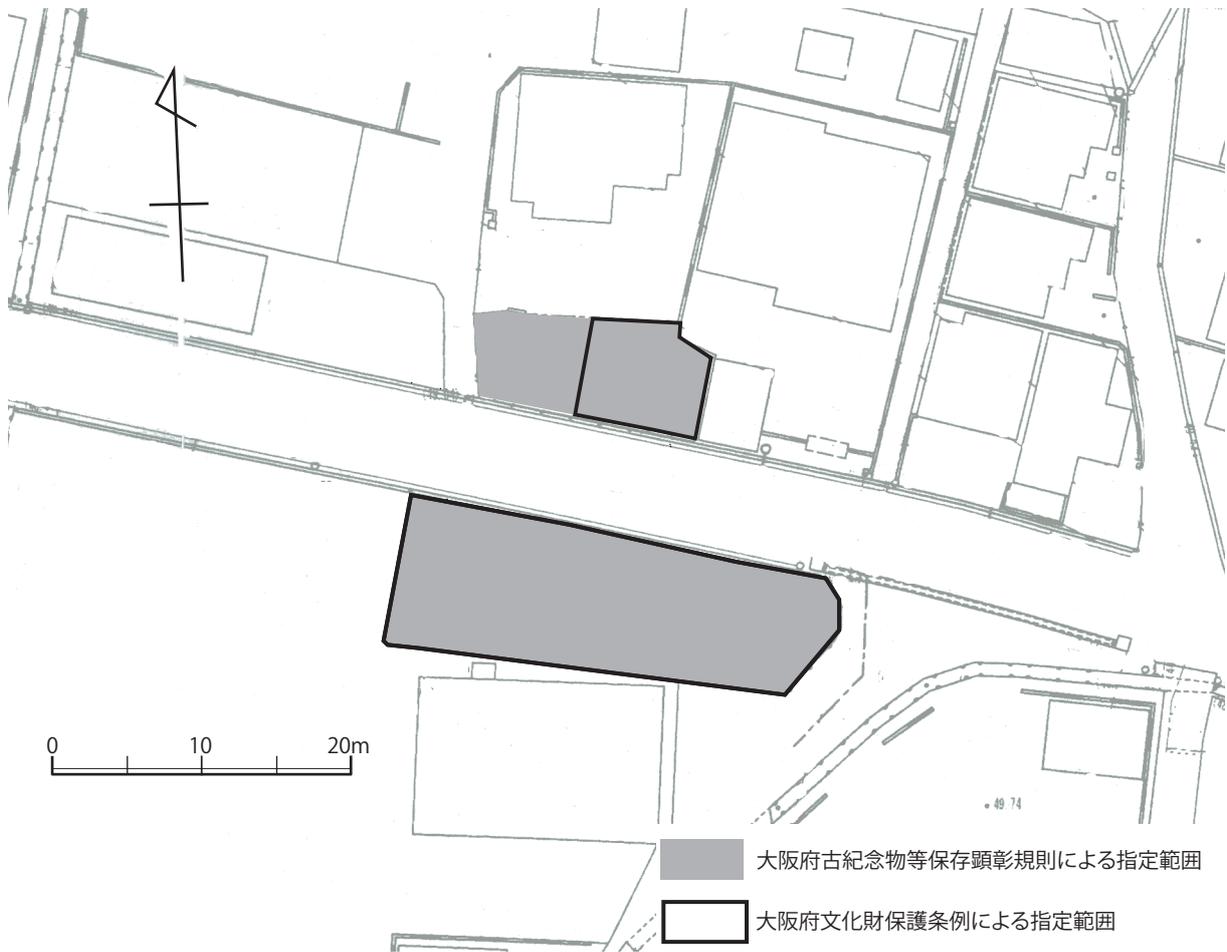


図2 丹比廃寺塔跡の指定範囲

大阪府指定文化財等件数

種 別		既 指 定 等	新 規 指 定 等	合 計	
条 例	有形文化財	建 造 物	62	1	63
		絵 画	15		15
		彫 刻	67		67
		工 芸 品	43	1	43
		書跡・典籍・古文書	7		7
		考古資料	55		55
		歴史資料	5		5
	民俗文化財	有形民俗文化財	9	1	10
		無形民俗文化財	6	7	6
		記録選択	15	6	21
史 跡	67	1	68		
名 勝	6	1	6		
天然記念物	78		78		
小 計		435	9	444	
規 則	重要美術品	6		6	
	史跡・名勝	2		2	
	史 跡	17	▲ 1	16	
	名 勝	4		4	
小 計		29	▲ 1	28	
合 計		464	8	472	